輸第8282号	過りん酸石灰	過りん酸石灰	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
輸第8283号	重過りん酸石灰	45重過りん酸石灰	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第8284号	重過りん酸石灰	重過石	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
輸第8285号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
輸第8286号	熔成りん肥	20.0粒状熔成りん肥	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
輸第8294号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム７W	正和ピーケー株式会社	東京都台東区東上野四丁目２番３号
輸第9969号	副産動植物質肥料	ローングルテンミール	三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
輸第11320号	硫酸苦土肥料	硫酸マグ　MS―23	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目６番９号
輸第11321号	水酸化苦土肥料	SGベスト苦土１号	株式会社昭和技研	東京都千代田区麹町三丁目５番地２
輸第11322号	副産肥料	80.0軽焼マグネシア	エスケー鉱産株式会社	愛知県名古屋市昭和区檀渓通一丁目14番地の２
輸第100118号	甲殻類質肥料粉末	かに殻１号	関門雑穀商事株式会社	山口県下関市本町一丁目２番８号
輸第100138号	ひまし油かす及びその粉末	8.5ひまし油かす	ナノムクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第100139号	ひまし油かす及びその粉末	9.0ひまし油かす	ナノムクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第100140号	化成肥料	DAP18	ナノムクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第100148号	化成肥料	イージーグリーンミニ18　EasygreenMini18	サンユーケミカル有限会社	埼玉県草加市八幡町642番地６
輸第100149号	ほう酸肥料	ほう酸	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号

有効期間が令和14年６月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第72702号	化成肥料	丸菱高度化成482	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千四百五十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　生産業者の住所の変更

登録番号　生第107759号

変更前　大阪府高石市西取石七丁目13番30号

変更後　東京都千代田区神田多町二丁目９番地

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第110049号

変更前　ぐんぐんきくK　ＧＢ入り

変更後　ぐんぐんきくかり　ＧＢ

○農林水産省告示第千四百五十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年九月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109424号	液状肥料	三洋液肥　Ｅ２	三洋化成工業株式会社	京都府京都市東山区一橋野本町11番地の１

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第千百五十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の二第五項の規定に基づき、港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件（令和八年国土交通省告示第千三十三号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件

一　国土交通大臣が管理する港湾施設（以下「大臣管理施設」という。）を管理する期間　令和八年八月三日から同年十一月三十日まで

二　大臣管理施設が設置されている港湾の名称　八代港

三　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称　熊本県

四　大臣管理施設の種類、名称及び所在地　別表のとおり

五　国土交通大臣が大臣管理施設について行う管理の内容　別表のとおり

別表

種類	名称	所在地	管理の内容
係留施設（岸壁）	ｍ外岸壁－１２．０（Ｃ－１－１５）	熊本県八代市	応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	ｍ外港－１号岸壁０．０（Ｃ－１－１８）		
荷さばき施設（荷さばき地）	外港８号荷捌地（Ｆ－４－３２）		